

奈良県

耐震改修促進計画

— 概要版 —



令和8年3月
奈良県

計画の目的

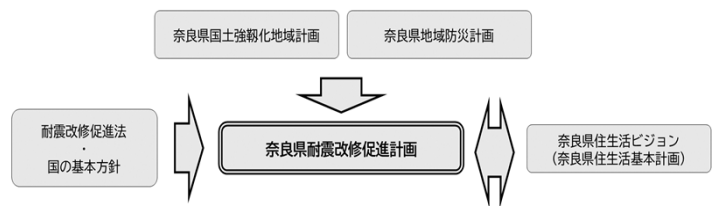
地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。

計画改定の趣旨

県では、平成19年3月に「奈良県耐震改修促進計画」を策定し、随時改定を行いながら、様々な取組みを進めてまいりました。しかし、未だ耐震性が不足する建築物等の解消には至っていないことから、耐震改修の支援や普及啓発の強化、防災拠点となる建築物の耐震化を促進するとともに、新たな取り組みとして、災害時に救助活動などの要となる道路を耐震診断義務化対象路線として指定することとし、これらを含めた新たな計画へと改定を行うことで、耐震化をさらに促進します。

計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法）第5条の規定により、国の基本方針に基づき定めるものです。また、県が策定している防災や住宅に関する計画との連携を図るものとなります。



計画期間

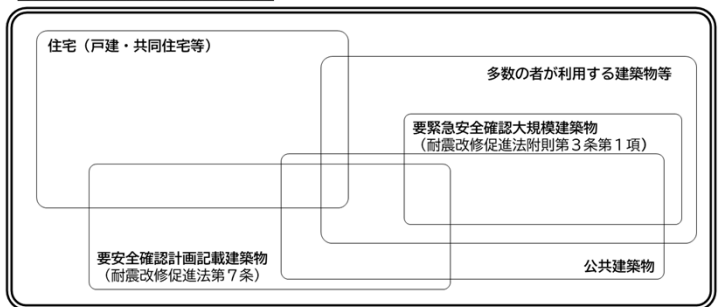
令和8年度から令和17年度までの10ヶ年とし、概ね5年が経過した段階で進捗状況の点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

耐震化の促進を図る建築物

近年発生した大地震において、特に、昭和56年5月以前に建築されたものの被害が顕著に見られたことを踏まえ、本計画では昭和56年5月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された右の図の建築物を重点対象とします。

また、これら重点対象建築物のほか、平成12年5月31日までに建築された木造住宅についても本計画の対象にするとともに、次に掲げる建築設備、工作物なども本計画の対象に加えることとします。

昭和56年5月以前の建築物



- 多数の者が利用する建築物等
- ・多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1号)
 - ・危険物の貯蔵場又は処理場 (耐震改修促進法第14条第2号)
 - ・緊急輸送道路等の避難経路に設置する建築物 (耐震改修促進法第14条第3号)

- 居住空間内の安全対策
- エレベーター、エスカレーターの安全対策
- 工作物等の安全対策
- 大規模空間の天井崩落対策
- など

既存建築物の耐震化の状況

令和7年時点の既存建築物の耐震化の状況は、住宅が約90%、多数の者が利用する民間建築物が約91%、県有建築物が約99%となっています。

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

住宅（※）	おおむね解消（令和17年度）
要緊急安全確認大規模建築物	おおむね解消（令和12年度）
要安全確認計画記載建築物	おおむね解消（令和17年度）
県有建築物	解消に向けて取り組みを継続

※住宅については、令和12年度までに95%を中間目標とします。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

◆基本的な取組方針

- 住宅・建築物の所有者等や県、市町村、建築関係団体の役割に応じた耐震化への努力
- 奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会や市町村連絡会議等の活用

◆耐震診断や耐震改修等の促進を図るための助成

- 住宅・建築物に対する耐震診断、耐震改修、土砂災害対策改修等への助成
→住宅の耐震化に係る助成事業の概要及び問合せ窓口一覧

(<https://www.pref.nara.lg.jp/n155/68107.html>)

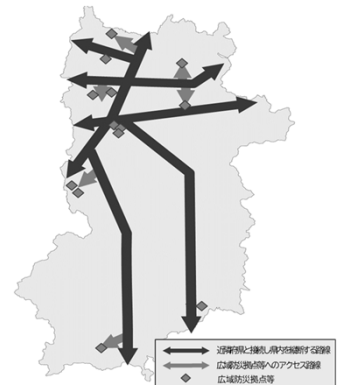


◆安心して耐震改修及び耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- 相談体制の整備
- 耐震改修工事を行う事業者の育成
- 耐震診断技術者の育成・登録
- 奈良県耐震技術者等の派遣

◆耐震改修促進法に基づく指導等の実施

- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化促進
- 要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の耐震化促進
- 避難路沿道建築物の耐震化促進（耐震診断義務化対象路線の指定等）
- 多数の者が利用する民間建築物等の耐震化促進
- 避難路沿道のブロック塀等の耐震化促進



耐震診断義務化路線の指定イメージ

◆地震時の建築物の総合的な安全対策

- 居住空間内の安全確保
- エレベーター・エスカレーターの耐震対策等
- 工作物等の安全対策
- 大規模空間の天井崩落対策

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

◆耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実

- 県ホームページやSNS、商業施設でのイベント等を活用した情報提供

◆住宅の耐震化に係る普及啓発

- パンフレットの作成・活用、セミナー等の開催
→耐震診断・改修に関するパンフレットの紹介

(<https://www.pref.nara.lg.jp/n155/8094.html>)



- リフォームや改修にあわせた耐震改修の誘導
- 伝統的民家の耐震診断・耐震改修の調査研究とその普及啓発
- 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の普及
- 地震保険加入によるメリットの普及啓発

◆建築物の建替え等の促進

◆地震防災マップの活用

◆町内会や学校等との連携

指示、公表等の実施

◆耐震改修促進法による指導等の実施

◆所管行政庁との連携

◆建築基準法による勧告又は命令等の実施

◆計画の本編や、住宅・建築物の耐震化に関する情報はこちらからご覧いただけます
奈良県 建築安全課 「耐震化の促進」 ページ (<https://www.pref.nara.lg.jp/n155/3781.html>)



〈お問い合わせ先〉

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局
建築安全課 建築審査係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL：0742-27-7561 FAX：0742-27-7790